

お客さま各位

広島市信用組合

## 預金規定その他各種規定の一部改正のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

今般、当組合は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」と民法の改正等により、下記のとおり預金規定等を2020年4月1日より改正いたします。

なお、改正後の新預金規定等は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

## 記

## 1. 改定内容

## 1-1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に求められる対応

2018年2月に金融庁が公表した、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、お取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

(1) 「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。

(2) 当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

\* 普通預金規定以外の規定についても同様の改正を行います。

## 【新旧対照表】

例：普通預金規定

新	旧
<p><b>12. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) <u>当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>を解除します。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。</p>	
<p><b>13. (解約等)</b></p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>① (同右)</p> <p>② (同右)</p> <p>③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ (同右)</p> <p>(3)~(5) (省略)</p>	<p><b>12. (解約等)</b></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引の入出金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合 (新設)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3)~(5) (省略)</p>

## 1-2. 民法改正に伴う対応

主な改正点は以下のとおりです。

- (1) 「成年後見人等の届出」条項に、成年後見人等ご本人についても、補助・保佐・後見が開始された場合に届出をしていただくことを記載しました。
- (2) 各規定変更時の周知方法・適用時期について明確化した「規定の変更」条項を新設（または改正）しました。
- (3) 定期預金の満期日前解約の取扱について「預金の解約、書替継続」条項内にて明確化し、それに対応して「利息」条項も改正しました。

\* 自由金利定期預金 (M型) 規定以外の規定についても同様の改正を行います。

### 【新旧対照表】

例：自由金利定期預金 (M型) 規定

新	旧
<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>4. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預</p>	<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>4. (預金の解約、書替継続)</b> (新設)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者と</p>

新	旧
<p>金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③(省略)</p>	<p>の取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③(省略)</p>
<p><b>6. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>6. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>
<p><b>14. (規定の変更)</b></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><b>(新設)</b></p>
<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>この預金をI共通規定第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合およびI共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息の差額を清算します。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>	<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合およびI共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息の差額を清算します。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>
<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>この預金をI共通規定第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合およびI共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>	<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合およびI共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>

2. 改正施行日

2020年4月1日(水)

3. 改正する各種預金規定等

改正前の規定集はこちら ⇒ <http://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/regulation/>

改正対応する規定については以下の表のとおりになります。

規定名称	規定改正内容				
	取引の制限	解約条件の追加	規定の変更	成年後見人等の届出	定期預金の満期前解約
当座勘定規定			★		
当座勘定規定 (専用約束手形口用)			★		
普通預金規定	○	●	★	☆	
総合口座取引規定	○	●	★	☆	
貯蓄預金規定	○	●	★	☆	
納税準備預金規定	○	●	★	☆	
通知預金規定 (通帳式)			★	☆	
通知預金規定 (証書式)			★	☆	
無利息型普通預金規定	○	●	★	☆	
総合口座取引規定 (無利息型普通預金)	○	●	★	☆	
自由金利定期預金 (M型) 規定			★	☆	□
自動継続自由金利定期預金 (M型) 規定			★	☆	□
自由金利定期預金規定			★	☆	□
自動継続自由金利定期預金規定			★	☆	□
期日指定定期預金規定			★	☆	□
自動継続期日指定定期預金規定			★	☆	□
変動金利定期預金規定			★	☆	□
自動継続変動金利定期預金規定			★	☆	□
シシンヨーハッピードリーム定期規定			★	☆	□
財産形成預金規定			★	☆	□
財産形成住宅預金規定			★	☆	□
財産形成年金預金規定			★	☆	□
定期積金 (スーパー積金) 規定			★	☆	□
シシンヨー・キャッシュカード規定			★		
シシンヨー総合口座アップ30カード規定			★		
シシンヨーカードローンカード規定			★		
シシンヨー法人キャッシュカード規定			★		
シシンヨー事業者カードローンカード規定			★		
シシンヨービジネスカードローンカード規定			★		
デビットカード取引規定			★		
ペイジー口座振替受付サービス取引規定			★(改正)		
振込規定			★		
代金取立規定			★		
貸金庫規定			★		
自動貸金庫規定			★		
夜間金庫規定			★		
<シシンヨー>インターネットバンキングサービス・<シシンヨー>モバイルバンキングサービスご利用規定			★(改正)		
<シシンヨー>法人向けインターネットバンキングサービスご利用規定			★(改正)		

以上

1. 当座勘定規定

新	旧
<p><b>第28条 (規定の変更)</b></p> <p>① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	(新設)

2. 当座勘定規定 (専用約束手形口用)

新	旧
<p><b>第25条 (規定の変更)</b></p> <p>① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	(新設)

3. 普通預金規定

新	旧
<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>
<p><b>12. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、</p>	(新設)

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p><u>当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとし、当該預金者が当組合に届出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとし、</u></p>	
<p><b>13. (解約等)</b>                      (1) (同右)                      (2) (同右)                        ① (同右)                      ② (同右)                      ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合                      ④ (同右)                      (3)～(5) (省略)</p>	<p><b>12. (解約等)</b>                      (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。                      (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引の入出金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし、なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、                      ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合                      ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合 (新設)                        ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合                      (3)～(5) (省略)</p>
<p><b>19. (規定の変更)</b>                      (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、                      (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</p>	<p>(新設)</p>

4. 総合口座取引規定

新	旧
<p><b>10. (成年後見人等の届出)</b>                      (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。                      (2)～(5) (省略)</p>	<p><b>10. (成年後見人等の届出)</b>                      (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。                      (2)～(5) (省略)</p>
<p><b>14. (取引の制限等)</b>                      (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。                      (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは</p>	<p>(新設)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p>は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。</p>	
<p><b>14. (解約等)</b></p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 第 12 条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引の入出金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第 16 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) 前 2 項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① ~ ③ (省略)</p> <p>(5) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p>	<p><b>13. (解約等)</b></p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① ~ ③ (省略)</p> <p>(新設)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p>(6) 前各項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	(新設)
<p><b>第18条 (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	(新設)

5. 貯蓄預金規定

新	旧
<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>
<p><b>13. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。</p>	(新設)



【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p><b>14. (解約等)</b></p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>① (同右)</p> <p>② (同右)</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金 供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用 され、またはそのおそれがあると合理的に認めら れる場合</p> <p>④ (同右)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p><b>13. (解約等)</b></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参 のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこ の預金取引の入出金を停止し、または預金者に通知する ことによりこの預金口座を解約することができるもの とします。なお、通知により解約する場合、到達のいか んにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏 名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしま す。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らか になった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに 開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第 11 条第 1 項に違反した場合 (新設)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用さ れ、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p><b>20. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の 状況の変化その他相当の事由があると認められる 場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公 表その他相当の方法で周知することにより、変更 できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日 から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>

6. 納税準備預金規定

新	旧
<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が 開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名 その他必要な事項を書面によって当店に届出てく ださい。預金者の成年後見人等について、家庭裁 判所の審判により、補助・保佐・後見が開始され た場合も同様に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始 された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要 な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>
<p><b>13. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の 内容等を適切に把握するため、提出期限を指定し て各種確認や資料の提出を求めています。預金者から 正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない 場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の 一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する 預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明 内容およびその他の事情を考慮して、当組合が マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは 経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると 判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にも とづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限について も、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロ ンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関</p>	<p>(新設)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p><u>係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>(4) <u>1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(5) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。</u></p>	
<p><b>14. (解約等)</b></p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>① (同右)</p> <p>② (同右)</p> <p>③ <u>この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>④ (同右)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p><b>13. (解約等)</b></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引の入出金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合 (新設)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p><b>20. (規定の変更)</b></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

7. 通知預金規定 (通帳式)

新	旧
<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p><b>15. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

8. 通知預金規定 (証書式)

新	旧
<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)~(5)(省略)</p>	<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)~(5)(省略)</p>
<p><b>14. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

9. 無利息型普通預金規定

新	旧
<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)~(5)(省略)</p>	<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)~(5)(省略)</p>
<p><b>12. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) <u>当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消された</u></p>	(新設)

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p>と当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。</p>	
<p><b>13. (解約等)</b></p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>① (同右)</p> <p>② (同右)</p> <p>③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ (同右)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p><b>12. (解約等)</b></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引の入出金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合 (新設)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p><b>20. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>

10. 総合口座取引規定 (無利息型普通預金)

新	旧
<p><b>10. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p><b>10. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>
<p><b>13. (取引の制限等)</b></p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の</p>	<p>(新設)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p>本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間を超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。</p>	
<p><b>14. (解約等)</b></p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 第 12 条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引の入出金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第 16 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) 前 2 項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① ~ ③ (省略)</p>	<p><b>13. (解約等)</b></p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① ~ ③ (省略)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p>(5) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。</p> <p>(6) 前各項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><b>18. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>

11. 自由金利定期預金 (M 規定) 規定

新	旧
<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>4. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③ (省略)</p>	<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>4. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(新設)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③ (省略)</p>
<p><b>6. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p><b>6. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>
<p><b>14. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p>	<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p>(3) この預金を I 共通規定第 4 条第 1 項の規定により満期日前に解約する場合および I 共通規定第 4 条第 3 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息の差額を清算します。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>(4)(省略)</p>	<p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および I 共通規定第 4 条第 2 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息の差額を清算します。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>(4)(省略)</p>
<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利 息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) この預金を I 共通規定第 4 条第 1 項の規定により満期日前に解約する場合および I 共通規定第 4 条第 3 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>(4)(省略)</p>	<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利 息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および I 共通規定第 4 条第 2 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>(4)(省略)</p>

12. 自動継続自由金利定期預金 (M 型) 規定

新	旧
<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>4. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2)(同右)</p> <p>(3) 前 2 項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③（省略）</p>	<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>4. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(新設)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③（省略）</p>
<p><b>6. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>6. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p><b>14. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><b>(新設)</b></p>
<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4) <u>この預金を I 共通規定第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合および I 共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息の差額を清算します。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(5)(省略)</p>	<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および I 共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息の差額を清算します。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(5)(省略)</p>
<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>この預金を I 共通規定第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合および I 共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>	<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および I 共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>

13. 自由金利定期預金規定

新	旧
<p><b>3. (利息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息の差額を清算します。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>	<p><b>3. (利息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息の差額を清算します。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>
<p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2)(同右)</p>	<p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出し</p>



【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p>(3) <u>前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> ①～③(省略)</p>	<p>てください。 (2) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> ①～③(省略)</p>
<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u> (2)～(5)(省略)</p>	<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2)～(5)(省略)</p>
<p><b>15. (規定の変更)</b> (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><b>(新設)</b></p>

14. 自動継続自由金利定期預金規定

新	旧
<p><b>3. (利 息)</b> (1)～(3)(省略) (4) <u>この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息の差額を清算します。</u> ①～③(省略) (5)(省略)</p>	<p><b>3. (利 息)</b> (1)～(3)(省略) (4) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息の差額を清算します。</u> ①～③(省略) (5)(省略)</p>
<p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b> (1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> (2)(同右)  (3) <u>前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> ①～③(省略)</p>	<p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b> (新設)  (1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</u> (2) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> ①～③(省略)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>
<p><b>15. (規定の変更)</b></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><b>(新設)</b></p>

15. 期日指定定期預金規定

新	旧
<p><b>3. (利 息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>この預金を第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>	<p><b>3. (利 息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>
<p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2)(同右)</p> <p>(3)(同右)</p> <p>(4) <u>前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③(省略)</p>	<p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(2) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(3) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③(省略)</p>
<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p><b>15. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

16. 自動継続期日指定定期預金

新	旧
<p><b>4. (利 息)</b></p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>	<p><b>4. (利 息)</b></p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>
<p><b>6. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) (同右)</p> <p>(4) <u>前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③ (省略)</p>	<p><b>6. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</u></p> <p>(2) <u>この預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(3) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③ (省略)</p>
<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>
<p><b>16. (規定の変更)</b></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

17. 変動金利定期預金規定

新	旧
<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③ (省略)</p>	<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(新設)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③ (省略)</p>
<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>
<p><b>15. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を I 共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および I 共通規定第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および I 共通規定第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>
<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を I 共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および I 共通規定第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および I 共通規定第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>

18. 自動継続変動金利定期預金規定

新	旧
<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③ (省略)</p>	<p><b>I 共通規定</b></p> <p><b>5. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(新設)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①～③ (省略)</p>
<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>
<p><b>15. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を I 共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および I 共通規定第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><b>II 単利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および I 共通規定第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>
<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を I 共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および I 共通規定第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><b>III 複利型規定</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および I 共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>

19. シンヨーハッピードリーム定期規定

新	旧
<p><b>3. (利 息)</b>                      (1)～(3)(省略)                      (4) <u>この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</u>                      A～B(省略)                      (5)(省略)</p>	<p><b>3. (利 息)</b>                      (1)～(3)(省略)                      (4) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</u>                      A～B(省略)                      (5)(省略)</p>
<p><b>6. (預金の解約、書替継続)</b>                      (1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u>                      (2)(同右)                      (3) <u>前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u>                      なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。                      ①～③(省略)</p>	<p><b>6. (預金の解約、書替継続)</b>                      (新設)                      (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。                      (2) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u>                      なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。                      ①～③(省略)</p>
<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b>                      (1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>                      (2)～(5)(省略)</p>	<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b>                      (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。                      (2)～(5)(省略)</p>
<p><b>15. (規定の変更)</b>                      (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>                      (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

20. 財形形成預金規定

新	旧
<p><b>5. (利 息)</b>                      (1)～(3)(省略)                      (4) <u>この預金を第7条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間については次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払いま</u></p>	<p><b>5. (利 息)</b>                      (1)～(3)(省略)                      (4) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第7条3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間については次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p>

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
す。 ①～⑥(省略) (5)(省略)	①～⑥(省略) (5)(省略)
<b>7. (預金の解約、書替継続)</b> <u>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> (2)～(4)(省略) (3) <u>前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～③(省略)	<b>7. (預金の解約、書替継続)</b> (新設) (1)～(3)(省略) (4) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～③(省略)
<b>11. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u> (2)～(5)(省略)	<b>11. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2)～(5)(省略)
<b>15. (規定の変更)</b> (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	(新設)

21. 財産形成住宅預金規定

新	旧
<b>4. (利息)</b> (1)～(2)(省略) (3) <u>この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次の利率によって計算します。</u> A～F(省略) (4)(省略)	<b>4. (利息)</b> (1)～(2)(省略) (3) <u>当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および第6条2項の規定により解約する場合には、その利息は、次の利率によって計算します。</u> A～F(省略) (4)(省略)
<b>6. (預金の解約)</b> (1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> (2)(省略) (3) <u>前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～③(省略)	<b>6. (預金の解約)</b> (新設) (1)(省略) (2) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～③(省略)

【参考】各種規定 新旧対照表

新	旧
<p><b>14. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>14. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>
<p><b>18. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>(新設)</b></p>

22. 財産形成年金預金規定

新	旧
<p><b>4. (利 息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～②(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>	<p><b>4. (利 息)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの<u>預金を解約する場合および第6条2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>①～②(省略)</p> <p>(4)(省略)</p>
<p><b>6. (預金の解約)</b></p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2)(省略)</p> <p>(3) <u>前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③(省略)</p>	<p><b>6. (預金の解約)</b></p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③(省略)</p>
<p><b>12. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>12. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>
<p><b>17. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>(新設)</b></p>



23. 定期積金（スーパー積金）規定

新	旧
<p><b>5. (給付補填金等の計算)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>この預金を第9条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第9条第3項の規定により解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u></p> <p>③ (省略)</p>	<p><b>5. (給付補填金等の計算)</b></p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合および第9条2項の規定により解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u></p> <p>③ (省略)</p>
<p><b>9. (解約)</b></p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2)(省略)</p> <p>(3) <u>前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③(省略)</p>	<p><b>9. (解約)</b></p> <p>(新設)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①～③(省略)</p>
<p><b>11. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p><b>11. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5)(省略)</p>
<p><b>18. (規定の変更)</b></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

24. シンヨー・キャッシュカード規定

新	旧
<p><b>17. (規定の変更)</b></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

25. シンヨー総合口座アップ 30 カード規定

新	旧
<p><b>18. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

26. シンヨーカードローンカード規定

新	旧
<p><b>13. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

27. シンヨー法人キャッシュカード規定

新	旧
<p><b>13. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

28. シンヨー事業者カードローンカード規定

新	旧
<p><b>13. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

29. シンヨービジネスカードローンカード規定

新	旧
<p><b>13. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

30. デビットカード取引規定

新	旧
<p><b>第1章 デビットカード取引</b></p> <p><b>5. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定(第2章キャッシュアウト取引および第3章公金納付を含みます。)の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

31. ペイジー口座振替受付サービス取引規定

新	旧
<p><b>7. (規定の準用・変更)</b></p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><b>7. (規定の準用・変更)</b></p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) この規定の各条項は、<u>金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(新設)</p>

32. 振込規定

新	旧
<p><b>12. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

33. 代金取立規定

新	旧
<p><b>11. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

34. 貸金庫規定

新	旧
<p><b>15. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

35. 自動貸金庫規定

新	旧
<p><b>16. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

36. 夜間金庫規定

新	旧
<p><b>11. (規定の変更)</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	(新設)

37. 個人向けインターネットバンキング・モバイルバンキングサービスご利用規定

新	旧
<p><b>第15条 規定等の変更</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><b>第15条 規定等の変更</b></p> <p><u>当組合は本規定の内容を、契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当組合の責めによる場合を除き、当組合の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p>

38. 法人向けインターネットバンキングサービスご利用規定

新	旧
<p><b>第20条 規定等の変更</b></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><b>第20条 規定等の変更</b></p> <p><u>当組合は、本規定を当組合の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用された場合、変更後の規定を承認したのとみなし、当組合の責めによる場合を除き、当組合の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p>